

数次有効の短期滞在ビザを申請する手続の概要 (中国国籍の方) 《商用目的／文化人・知識人等》

中国に在住する中華人民共和国の国籍を有する方が、以下の条件に該当する場合に、複数回日本に渡航することができる数次有効の短期滞在ビザ(滞在期間:15日,30日又は90日,有効期間:1年,3年,5年又は10年)を申請する際の手続の概要は次のとおりです。

なお、短期滞在ビザでは、日本国内において収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことは認められません。

(注) ビザ申請人が中国国外に居住している場合の手続については、申請先となる居住地を管轄する日本大使館／総領事館にお問い合わせください。

日本大使館／総領事館リスト:<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html>

【申請できる方】

●商用目的の方

次の1及び2のいずれの条件も満たす方

- 1 1回目の渡航目的が商用目的である方(主たる渡航目的が、親族・知人訪問や観光でない方)
- 2 次の(1)～(6)のいずれかの条件を満たす方(IT技術者(注)を含む)

(1) 国営大中型重点企業の常勤者

(2) 中国又はその他の国・地域の株式市場に上場している企業の常勤者

(3) 日本国内に経営基盤若しくは連絡先を有する日系企業(駐在員事務所を含む)のうち、ビザの申請先の日本大使館／総領事館の管轄区域内に所在する日系企業商工会(各都市の日本商工クラブ等を含む)の会員企業の常勤者

(4) 日本国内、中国又はその他の国・地域の株式市場上場企業が出資している合弁企業、子会社、支店等の常勤者

(5) 日本国内の株式市場上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者

(6) 過去3年間に日本へ商用目的での渡航歴があり、かつ、過去3年間に日本を除くG7へ短期滞在での複数回の渡航歴がある有職者、又は過去3年間に日本へ商用目的での3回以上の渡航歴がある有職者

(注) IT技術者とは、電子計算機を利用して情報の処理を効率化する技術を有する方で、電子計算機やインターネットを支える機器類やソフトウェアの技術、システムの開発、保守、運用などの情報処理の専門家等のことです。

●文化人・知識人等の方

次の1及び2のいずれの条件も満たす方

1 1回目の主たる渡航目的が、親族・知人訪問や観光でない方

2 次の(1)～(6)のいずれかに該当する方

(1) 相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家、又は人文科学(文学、法律、経済学等)・自然科学(理学、工学、医学等)の研究者

(2) 弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者

(3) 相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手

(4) 全国・地方人民代表大会代表、同代表経験者、全国・地方政治協商会議委員、同委員経験者、中央政府・地方政府の処長職以上の方

(5) 大学の学長、副学長、教授、副教授及び講師(常勤の方に限る)

(6) 国公立の研究所及び国公立の美術館・博物館・図書館の課長職以上の方

●上記「商用目的の方」・「文化人・知識人等の方」の配偶者・子

(注)「商用目的の方」・「文化人・知識人等の方」の条件を満たす方と同時にビザ申請をするその配偶者・子、若しくは既に有効な本件数次ビザを取得している「商用目的の方」・「文化人・知識人等の方」の配偶者・子

【必要書類】

審査の過程において、必要に応じ、書類の追加提出をお願いする場合があります。

●商用目的の方

- 1 パスポート(旅券)
 - 2 ビザ申請書(写真貼付)
 - 3 戸口簿写し
 - 4 居住証又は居住証明書(申請先の日本大使館／総領事館の管轄区域内に本籍を有しない場合)
 - 5 在職証明書(在職期間、給与及び役職の記載があるもの)
 - 6 所属企業の営業許可証又は批准書の写し
 - 7 所属企業が次の(1)～(6)のいずれかの条件を満たすことを証する資料。(6)の条件を満たす方の場合、所定の渡航歴が確認できる現有旅券又は旧旅券等。
 - (1) 国営大中型重点企業
 - (2) 中国又はその他の国・地域の株式市場に上場している企業
 - (3) 日本国内に経営基盤若しくは連絡先を有する日系企業(駐在員事務所を含む)のうち、ビザの申請先の日本大使館／総領事館の管轄区域内に所在する在中国日系企業商工会(各都市の日本商工クラブ等を含む)の会員企業
 - (4) 日本国内、中国又はその他の国／地域の株式市場上場企業が出資している合弁企業、子会社、支店等
 - (5) 日本国内の株式市場上場企業と恒常的な取引実績がある企業(注1)
 - (6) 過去3年間に日本へ商用目的での渡航歴があり、かつ、過去3年間に日本を除くG7へ短期滞在での複数回の渡航歴がある有職者、又は過去3年間に日本へ商用目的での3回以上の渡航歴がある有職者(注2)
 - 8 数次の渡航目的を説明する資料(所属先からの出張命令書等)(注3)
- (注1) 審査の関係上、日本国内の株式上場企業から、株式上場事実がわかる資料及び申請人所属企業との取引実績がわかる書類を提出していただく場合があります。
- (注2) シェンゲンビザの場合はドイツ、フランス、イタリア発給のビザによる渡航に限ります。
- (注3) 申請先の公館によっては、理由書の様式を定めている場合があります。

●文化人・知識人等の方

- 1 パスポート(旅券)
- 2 ビザ申請書(写真貼付)
- 3 戸口簿写し
- 4 居住証又は居住証明書(申請先の日本大使館／総領事館の管轄区域内に本籍を有しない場合)
- 5 ビザ申請人が次の(1)～(6)のいずれかに該当することを証する資料
 - (1) 相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家、又は人文科学(文学、法律、経済学等)・自然科学(理学、工学、医学等)の研究者
 - (2) 弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する者
 - (3) 相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手
 - (4) 全国・地方人民代表大会代表、同代表経験者、全国・地方政治協商会議委員、同委員経験者、中央政府・地方人民政府の処長職以上の方
 - (5) 大学の学長、副学長、教授、副教授及び講師(常勤の方に限る)
 - (6) 国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の方

6 数次の渡航目的を説明する資料(所属先からの出張命令書等)

(注)申請先の公館によっては、理由書の様式を定めている場合があります。

●「商用目的の方」・「文化人・知識人等の方」の配偶者・子

- 1 パスポート(旅券)
- 2 ビザ申請書(写真貼付)
- 3 戸口簿写し
- 4 居住証又は居住証明書(申請先の日本大使館／総領事館の管轄区域内に本籍を有しない場合)
- 5 配偶者・子であることを証明する資料(婚姻証明書, 出生証明書等)
- 6 「商用目的の方」・「文化人・知識人等の方」と別々にビザ申請する場合は、それらの方に対して既に発給されている有効な数次ビザの写し

【申請方法・留意事項】

- 1 上記【必要書類】を用意し、原則として、居住地を管轄する日本大使館／総領事館が指定する「代理申請機関」においてビザ申請を行ってください(日本国内でビザ申請はできません。)。代理申請機関の住所、電話番号は日本大使館／総領事館へお問い合わせいただくか、各公館のホームページを御参照ください。
- 2 各提出書類は、発行後3か月以内(有効期間の記載のある書類は有効期間内)のものを提出してください。なお、申請時に提出した書類は、旅券を除き返却されません。
- 3 申請が受理されると、日本大使館／総領事館において審査を行います。日本大使館／総領事館における審査期間は、申請内容に問題がなければおおむね1週間です(別途、代理申請機関と日本大使館／総領事館との書類の送付期間がかかります。)。申請内容や審査状況等により、審査が終わるまで1週間以上かかる場合があります。審査の過程において、必要に応じ、書類の追加提出をお願いする場合があります。また、必要に応じ、日本大使館／総領事館から外務省(東京)に照会して審査を行う場合もあります。その場合、審査結果が出るまでに時間を要することがありますので、早めに申請することをお勧めします。
- 4 前述の条件【申請できる方】に該当する全ての方に対して、必ず数次有効の短期滞在ビザが発給されることは限りません。審査の結果、ビザ不発給あるいは一次又は二次有効のビザの発給となる場合もあります。
- 5 数次有効の短期滞在ビザの有効期間は、「商用目的の方」・「文化人・知識人等の方」については、原則として「3年」、それらの方の「配偶者・子」の方については、原則として「1年」となります。また、1回の訪日ごとに滞在できる期間は、原則として最長「90日」となります。ただし、審査の結果、上記以外の有効期間、滞在期間のビザを発給することがあります。ビザの発給を受けた際には、ビザの記載内容を必ず確認してください。
- 6 1回目の主たる渡航目的が親族・知人訪問や観光の方は、その渡航目的に応じたビザを申請してください。
【親族・知人訪問目的】 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/tanki/pdfs/china1.pdf>
【観光目的】 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/topics/china.html>

【ビザ(査証)申請手続や審査状況のお問い合わせ先】
(ビザ発給拒否の理由については、お問い合わせいただいても回答できません。)

〔日本国内〕

1 領事サービスセンター窓口(査証相談班) ※外務省への入構の際に身分証明書の提示が必要です。
ビザ(査証)申請に必要な書類についての案内, その他ビザに関する各種相談などを行っています。

- ・場 所: 東京都千代田区霞が関2丁目2-1 外務省
- ・最寄り駅: 東京メトロ 霞ヶ関駅(丸ノ内線, 千代田線又は日比谷線) A4又はA8出口
- ・受付時間: 午前9時～午後12時30分, 午後1時30分～午後5時(土日・休日を除く)

2 電話サービス(自動応答電話システム)

外務省・ビザ・インフォメーション・サービス:03-5501-8431

(1) 資料請求方法など一般的な事項は, 自動電話応答システム(24時間)で御案内しています。

(2) 以下の照会につきましては, 直接職員とお話できます。

(ア) ビザ申請手続等に関する照会

- ・受付時間: 午前9時～午後12時30分, 午後1時30分～午後5時(土日・休日を除く)

(イ) ビザ審査状況の照会(外務省(東京)で審査を行っている申請分)

- ・受付時間: 午前10時～午後12時, 午後2時～午後4時(土日・休日を除く)

※お問い合わせの際には, ビザ申請人の氏名(アルファベット), 性別, 生年月日のほか, 申請した日本大使館/総領事館名及び「申請受理番号」(数字8桁)又は, 外務省の「文書番号」が必要ですので, 事前に申請人を通じて申請先の日本大使館/総領事館に確認してください。

※外務省(東京)では, 日本大使館/総領事館にて審査中の案件(外務省(東京)で審査を行っていない案件)についての照会には応じられませんので, 申請先に直接照会してください。

外務省ホームページ「ビザ(査証)」: <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html>

〔中国国内〕 ※ビザ申請人の居住地を管轄する日本大使館/総領事館が申請先となります。

・在中華人民共和国日本国大使館: +86-10-6532-2007

(管轄: 北京市及び下記総領事館・領事事務所管轄区域以外の全地域)

ホームページ: http://www.cn.emb-japan.go.jp/index_j.htm

・在青島日本国総領事館: +86-532-8090-0001

(管轄: 山東省)

ホームページ: <http://www.qingdao.cn.emb-japan.go.jp/jp/index.html>

・在上海日本国総領事館: +86-21-5257-4768

(管轄: 上海市, 江蘇省, 安徽省, 浙江省, 江西省)

ホームページ: <http://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/>

・在広州日本国総領事館: +86-20-8501-5001

(管轄: 広東省, 福建省, 海南省, 広西壮族自治区)

ホームページ: <http://www.guangzhou.cn.emb-japan.go.jp/>

・在瀋陽日本国総領事館: +86-24-2322-7490

(管轄: 遼寧省(大連市を除く), 黒龍江省, 吉林省)

ホームページ: <http://www.shenyang.cn.emb-japan.go.jp/>

・在大連領事事務所: +86-411-8370-4077

(管轄: 大連市)

ホームページ: <http://www.dalian.cn.emb-japan.go.jp/jp/index.html>

・在重慶日本国総領事館: +86-23-6373-3585

(管轄: 重慶市, 四川省, 雲南省, 貴州省)

ホームページ: http://www.chongqing.cn.emb-japan.go.jp/index_j.htm